

2027 年度 日本中央競馬会畜産振興事業 公募要領

1. 総則

日本中央競馬会（以下「J R A」という。）が助成を行う 2027 年度日本中央競馬会畜産振興事業（以下「畜産振興事業」という。）の公募に当たっては、日本中央競馬会法施行規則（昭和 29 年農林省令第 56 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとします。

2. 事業概要

畜産振興事業は、日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、国の畜産振興諸施策を補完し、総合的な観点から畜産振興が図られるよう、民間の事業主体による畜産の振興に資するための事業の実施を助長することを目的として、施行規則第 2 条の 7 に規定されている事業に対して、J R A が事業費を助成するものです。

なお、助成に関わる業務については、公益財団法人全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）が実施します。

3. 公募対象事業

公募する事業のテーマ及び応募区分は、別紙 1 のとおりとします。応募する事業内容が公募テーマに合致していることを確認の上、別紙 1 の 2 の応募区分から、該当する区分を選択して応募してください。

なお、応募区分のア) 重点項目のうち、(9) 激甚災害による被災地の畜産振興に向けた畜産関連復興のための対策については、今回の公募の対象外となります。今後、公募を行う場合は、改めて公示します。

4. 事業要件

(1) 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、国が行う畜産関係補助事業との役割分担を明確化するため、「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）及び「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される方針（以下「国の基本方針」という。）に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等については、助成対象としないものとします。

なお、国の基本方針に基づく基幹的な事業又は基礎的な研究開発等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの。
- ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの。
- ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの。
- ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの。
- ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの。
- ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの。

(2) 助成対象事業は、次の要件を満たすものとします。

- ① 畜産における現状の課題を踏まえ、必要性及び緊急性が高く、全国を対象としたもの又は全国的な効果を期待し得るものであること。ただし、被災地支援に係る事業にあつては、被災地を対象としたもの又は被災地に対する効果を期待し得るもの、特定の地域に限定した担い手の確保に係る事業にあつては、高い事業効果を期待し得るものであること。
- ② 畜産の振興に資することが明確に認められるものであること。
- ③ 国による助成が期待し難いものであること。
- ④ 国の基本方針や畜産関連施策との整合性を有するものであること。
- ⑤ 民間団体が自発的に行うものであること。
- ⑥ 事業の内容が奨励金等の個人への直接的な助成又は会議、催事、普及・啓発活動等のみでないこと。また、専ら機械・施設の整備、資産の取得を目的とした事業でないこと。
- ⑦ 調査や研究開発を外部に委託し、委託先の審査のみを行うような事業でないこと。

5. 応募者の要件

(1) 畜産振興事業に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次のいずれかに該当する法人又は団体とします。株式会社等の営利企業、個人、国・地方公共団体の機関及び独立行政法人（⑤を除く）は応募できません。事業を共同で実施する場合は、共同応募者も、応募者の要件を満たす必要があります。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を直接の構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む。以下同じ。）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- ⑧ その他JRA理事長（以下「理事長」という。）が特に認める次の民間団体
 - ・①から⑦の共同体
 - ・中小企業等協同組合のうち事業協同小組合、事業協同組合連合会、技術研究組合

(2) 応募者（共同応募者を含む）は、次の要件を満たすものとします。

- ① 日本国内に所在し、組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
- ② 事業の実施、推進、評価が適切に実施できる体制を有していること。
- ③ 応募事業の内容を理解し、事業を総括する能力を有する事業代表者を定めること
- ④ 事業により得られた成果については、公益の用に供することとし、かつ、その普及に努めること。
- ⑤ 国、地方公共団体等の補助金等※（以下「補助金等」という。）の不正な使用・受給又は不正行為を行ったとして、前年度に補助金等の返還命令又は補助金等への応募等の停止を受けている者が実施体制に含まれていないこと。

※補助金等には、文部科学省等が実施する科学研究費助成事業等の競争的研究費（以下「科研費等」という。）を含みます。

- ⑥ 応募事業について補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 応募区分が研究開発区分の事業代表者（共同応募者の事業代表者を含む）は、事業を適確に実施する観点から、事業実施期間が重複する別の応募事業及び実施中の畜産振興事業の事業代表者を務めていないこと
- ⑧ 反社会的勢力、又はそれに関わる者の関与がないこと。
- ⑨ 定款、寄附行為等の規約、事業計画書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿（これら資料がない者にあつては、これに準ずるもの。）の情報公開を行なっていること（高等学校、高等専門学校又は大学を除く。）

6. 事業の委託等

応募者（共同応募者を含む）は、事業の一部について、自ら行うことができない場合、又は、委託や外注することにより経費が安価となる場合は、第三者に委託又は外注することができるものとします（以下「委託等」という。）。

委託等を行う場合は、必要な事項（委託内容、委託期間、委託費用等）について、委託先と契約を締結する必要があります。

委託費のうち、7. 助成対象経費等の（2）に定める補助率に従って事業実施主体負担分となる金額については、委託先に負担させることはできません。

7. 助成対象経費等

（1）助成対象経費

助成の対象となる経費は、別紙2のとおりとし、事業の実施に直接必要な経費とします。

（2）助成金の補助率

助成対象経費のうち助成金額の占める割合は、原則下表のとおりです。

ただし、事業毎の助成金の補助率は、事業内容の審査結果に基づき決定されます。

	助成対象経費	補助率	備考
①	別紙2の助成対象経費（本表②の経費を除く。）	<u>8／10以内</u> （事業費400万円/年以下の場合は9／10以内）	別紙1の2のア）重点項目に該当する事業及び高等学校、高等専門学校又は大学が応募者である事業については、事業内容の審査結果に基づき、事業毎に助成金の補助率が決定されます。
②	設備備品費のうち取得金額が50万円以上（税込）のもの（固定資産として管理するソフトウェア開発費を含む。）	<u>5／10以内</u>	

(3) 補助上限

単年あたりの補助上限は、原則下表のとおりとします。

ただし、公共性及び公益性の高い事業として理事長が特に認めたものについては、事業毎に補助上限額が決定されます。

応募区分	補助上限額
重点項目	4 千万円／年
研究開発	2 千万円／年
その他	1 千万円／年

8. 事業の実施期間

畜産振興事業の実施期間は、原則として単年度とします。

ただし、事業内容から複数年度の実施期間が必要である特別な理由がある場合、実施期間の妥当性について審査の上、最長 3 年を限度として複数年度の実施期間を認めることがあります。

9. 応募の受付期間

2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 11 月 2 日（月）正午（必着）

10. 応募手続き

畜産振興事業電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）による応募申請及び書面送付の両方が必要です。

(1) 電子申請システムによる応募申請

① 応募する法人（団体）のアカウントの登録申請

アカウントが未登録の応募者（共同応募者は不要）は、10 月 14 日（水）までに申請してください。なお、アカウント登録には、1 週間程度必要となることから、余裕を持った申請をお願いします。

【アカウント登録申請方法】

以下の JRA ウェブサイト内に表示されている電子申請システムのリンクからログイン画面に入り、右上にある新規アカウント申請の案内に従って登録申請を行ってください。

<JRA ウェブサイト（畜産振興事業について）>

<https://www.jra.go.jp/company/social/animal-life/livestock-promotion-project/>

② 電子申請マニュアルに従ってユーザー登録を行った後（①でユーザー登録まで終えている場合は不要）、応募申請を行ってください。

電子申請システムに添付する様式は、下表の通りです。様式は、JRA のホームページからダウンロードしてください。電子申請マニュアルについては、電子申請システムログイン後にダウンロードが可能です。

(2) 書面の送付

電子システムに添付した資料のうち、下表の No. 2～8 の応募書を 1 式として 5 部を、以下の宛先に送付してください。

【応募書の提出先】

〒105-0004 東京都港区新橋 4 丁目 5 番 4 号

公益財団法人 全国競馬・畜産振興会 業務部 畜産振興課

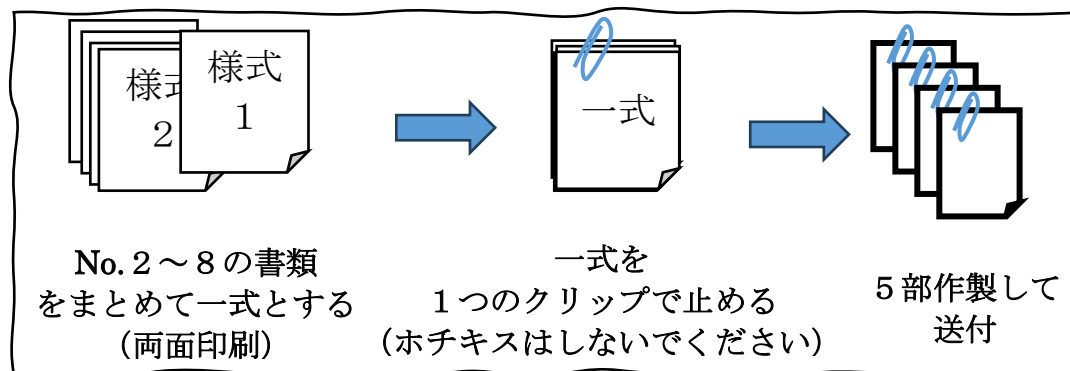
TEL：03-5777-0733

表：応募書の提出方法

(●が記載されている方法で提出)

No	応募書	対象者	提出方法		
			電子申請システムに直接入力	電子申請システムに添付	書面を送付
1	応募事業の基本情報・事業費	すべての応募者	●		
2	事業内容（様式 1）	すべての応募者		●	● (2～8を一式として5部)※
3	実施体制・事業概要図（様式 2）	すべての応募者		●	
4	工程表（様式 3）	すべての応募者		●	
5	予備研究及び関連研究（様式 4）	応募区分が「研究開発」の場合は必須。それ以外の区分については、事業内容に関連する研究等がある場合は提出してください。		●	
6	事業進捗状況報告書（様式 5）	現在実施中の事業がある場合は、提出してください。		●	
7	J R A 畜産振興事業 自己評価票	過去 10 年以内に事業を終了し、振興会に提出した自己評価表を提出してください。		●	
8	応募者（法人又は団体）の概要（様式 6）	すべての応募者		●	
9	応募者組織・団体の規程等 ア 「定款」又は「寄附行為」若しくは団体等の目的、業務内容が分かる規程等 イ 組織、就業、職員給与、会計処理、決裁、文書取扱、公印取扱に関する規程等	高等学校、高等専門学校及び大学は提出不要		●	
10	総会資料等又はこれに類する資料（直近の実績及び計画に関するもの）			●	
11	その他（補足資料等）			●	

※ 書面の提出方法



(3) 事業に関する問い合わせ先

以下のメールアドレスにお問い合わせください。

日本中央競馬会 サステナビリティ推進部 社会貢献室

E-mail : chikusanshinkou@jra.go.jp

TEL : 03-3591-5251 (代表)

公募期間中の水～金曜日 (祝祭日を除く)

午前 10 時から午後 4 時 (正午から午後 1 時を除く)

(4) 応募に当たっての注意事項

- ・ 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ・ 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募書の内容については、原則として修正できません。
- ・ 応募書の提出後に応募を取り下げようとするときは、速やかに振興会へ連絡してください。

11. 採択事業の決定

(1) 応募事業の審査等

- ① 提出された応募書については、外部有識者等から成る畜産振興事業審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において、別紙 3 の審査項目に基づき審査を行い、採択候補事業の選定を行います。
- ② 審査は基本的に書類審査によって行います。応募書の不備や不足があった場合には、審査が行えないことがあります。
- ③ 審査委員会が応募内容の確認を必要とする場合は、質問照会や追加資料の提出を求めることがあります。質問照会等は、15. 事業の公募から助成金交付までのスケジュールに記載されている、応募受付期間から採択事業の決定までの間、必要に応じて随時行います。質問照会等がある場合は、電子申請システムからメールが届きますので、質問送付日から原則 3 日以内に回答してください。
- ④ 審査委員会は、個人情報及び知的財産に係る情報等を保護する観点から非公開で行います。審査の過程に関する問い合わせには応じられません。
- ⑤ 審査における公正性を確保するため、審査委員名は非公表とします。
- ⑥ 上記に関わらず、国の畜産振興施策を補完するうえで特に重要と J R A 理事長

が認めた事業については、採択候補事業として選定することがあります。

(2) 採択事業の決定

採択候補事業は、農林水産大臣の認可を受けた後、採択事業として決定されます。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は、電子申請システムからメールで通知されます。

なお、採択された事業については、事業名、事業実施主体名、助成金の交付上限額等を J R A のホームページで公表します。

(4) 採択後の手続き

採択後の助成金の交付手続き等については、振興会からお知らせします。

審査結果通知において、事業内容の見直し、事業実施期間の短縮等、採択の条件が付されている場合は、事業計画等を修正する必要があります。また、審査結果通知において、助成金の交付上限が示されますが、事業費を精査の上、実際の助成金額は決定されます。複数年度にわたる事業については、事業の進捗状況を確認した上で、助成金額を変更することがあります。

12. 採択の取消し及び助成金の返還

(1) 採択の取消し

応募内容や採択後の報告内容に虚偽があることが明らかになったとき、採択の条件が実施できないと J R A が判断したとき、所定の期日までに事業実施に必要な手続きを行わなかったとき等の場合は、助成対象事業としての採択の全部又は一部を取り消すことがあります。

なお、過去の畜産振興事業において、採択の取消しや辞退、助成金交付申請の取りやめ、事業廃止等を行ったことがある場合は、その原因が天災地変等のやむを得ない事由による場合を除き、審査において、その事実を考慮することがあります。

(2) 助成金の返還

上記(1)により採択が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、振興会は、期限を定めてその返還を請求しますので、速やかに助成金を返還してください。

なお、当該期限までに返還すべき助成金を納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。

13. 事業実施主体の責務等

事業が採択された応募者（共同応募者を含む）は、事業実施主体として、以下に従い事業を適切に実施する必要があります。

(1) 事業の推進

① 事業実施主体は、事業実施に係る関係法令及び関係規程等を遵守し、事業全般について責任を持つとともに、善良な管理者の注意をもって事業を推進しなければなりません。

② 事業実施主体は、採択後速やかに、適切に事業の進行管理等を行うため、事業

に直接関係のない外部の専門家・有識者からなる推進委員会を設置する必要があります。

- ③ 事業実施主体は、採択された事業内容及び採択条件に基づいて作成した、具体的な事業実施計画及び事業目標について、推進委員会で確認を受ける必要があります。
- ④ 事業実施主体は、事業目標の達成に向け、推進委員会で確認を受けた事業実施計画に基づき事業を実施する必要があります。また、事業実施期間が複数年度の場合は、毎年度推進委員会を開催し、前年度の事業実施状況を踏まえた事業実施計画の確認及び見直しを行う必要があります。

(2) 報告義務

事業実施主体は、事業実施計画や事業内容の見直しが必要となる場合、事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となる場合には、速やかに振興会へ連絡し、その指示を受けなければなりません。

(3) 事業成果の評価

ア) 事業実施主体による自己評価

- ① 事業実施主体は、外部専門家・外部有識者からなる評価委員会（上記（１）の②の委員会と兼ねることができます。）を設置する必要があります。
- ② 事業実施計画に基づく事業内容を終了後、評価委員会を開催し、事業達成目標に対する自己評価を実施し、自己評価票を提出する必要があります。

イ) 畜産振興事業評価委員会による評価

目標に対する達成度を検証するとともに、改善すべき点が今後の事業に反映されることを目的として、外部有識者等からなる畜産振興事業評価委員会による事後評価を行います。

特に専門的な知見から事業成果を評価することが必要な研究開発事業を中心に対象事業を選定し、事業実施主体からのヒアリング情報に基づくヒアリング評価及び事業実施主体からの提出書類に基づく書面評価を実施します。

J R Aから、事後評価の対象となった旨の連絡を受けた事業実施主体は、ヒアリングへの出席及び書類提出が必要です。

なお、自己評価及び事後評価の結果を、J R Aのホームページで公表します。

(4) 助成金の適切な管理

畜産振興事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用されます。当該事業に係る経理については、その他の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにし、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

(5) 監査の受入れ

事業実施主体、委託先等は、振興会から監査の要求があった場合は、これを受け入れる必要があります。

(6) 取得財産等の管理

設備備品費等、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財

産」という。)の所有権は、事業実施主体に帰属しますが、取得財産の管理については、善良な管理者の注意をもって管理する必要があるとともに、処分に関しては次のような制限があります。

- ① 補助金等適正化法第 22 条に基づき、振興会の承認を受けないで助成金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）することはできません。
- ② 振興会がやむを得ないと認めた場合は、理事長の承認を得て、処分を認めることがあります。
- ③ ②に定める承認を得た処分により収入を得た場合、その収入の全部又は一部を納付することになります。
- ④ 取得財産等の処分を制限する期間は、当該取得財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）と同じ期間とします。

（7）知的財産権の帰属

- ① 事業の成果により得られた知的財産権は、原則として事業実施主体に帰属します。
- ② 事業の委託等を行う場合は、委託契約等において、知的財産権の取扱いについて約定された範囲内において、知的財産権を所有することができます。
- ③ 事業の成果である知的財産権については、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間は、原則として、事業実施主体及び委託先等以外の者に対して、譲渡又は利用を許諾することはできません。ただし、理事長が承認した場合は、収益納付等の条件を付した上で、譲渡又は利用を認めることがあります。

（8）収益状況の報告及び収益納付

事業実施主体は、事業の成果として取得した知的財産権や当該成果の実用化・製品化により収益が生じた場合は、当該事業の完了した事業年度の翌年度から起算して5年間、毎年、振興会に報告する必要があります。報告対象となる収益には、委託先等における収益が含まれます。

また、当該事業の実施中及び事業が終了した事業年度の翌年度から5年間、相当の収益が生じたと認められるときは、当該事業について交付された助成額の全部又は一部に相当する金額について納付が必要となります。

（9）事業成果の公表等

畜産振興事業の成果については、社会に対する積極的な情報発信を行うこととしています。このため、事業による成果等について、原則として、JRAロゴマーク等により畜産振興事業の助成によるものであることを明示の上、印刷物の配布、プレスリリース、インターネット、シンポジウム等（専門誌等の各種マスメディアの記事を含む。）により公表してください。事業成果の公表は、事業終了後速やかに行う必要がありますが、学会誌への投稿又は特許申請のために公表することが難しい場合は、公表可能となった時点で速やかに公表してください。

また、マスメディア等から取材を受けた場合は、取材元に対し、畜産振興事業によるものであることを記事内に明示するように依頼してください。

14. 個人情報の取り扱い

- (1) J R Aは、日本中央競馬会個人情報保護規則及び情報セキュリティ管理規定に従い、個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 個人情報の利用目的
提出された個人情報は、応募事業の審査、評価、監査及び畜産振興事業に関する資料作成のために利用します。
- (3) 第三者への提供
J R Aは以下の場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはありません。
ア) 農林水産省に事業要件に関する事項について照会する場合
イ) 振興会へ採択事業内容を通知する場合
ウ) 法令に基づく場合

15. 事業の公募から助成金交付までのスケジュール

項 目	時 期
電子申請用アカウントの申請期限	2026 年 10 月 14 日
応募受付期間	2026 年 10 月 1 日～11 月 2 日（正午）
審査	2026 年 12 月～2027 年 2 月
採択事業の決定	2027 年 3 月
助成金交付申請～交付決定	2027 年 3 ～ 5 月頃

【参 考】

日本中央競馬会法（抜粋）

（業務の範囲）

第 19 条

- 4 競馬会は、第 1 項及び第 2 項に掲げる業務のほか、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の認可を受けて、次に掲げる事業（第 36 条第 1 項において「畜産振興事業等」という。）であつて農林水産省令で定めるものについて助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部に充てるため、交付金を交付する業務（これに附帯する業務を含む。）を行うことができる。

日本中央競馬会法施行規則（抜粋）

（畜産振興事業等）

第 2 条の 7 法第 19 条第 4 項の農林水産省令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 畜産の経営又は技術の指導の事業
- (2) 肉用牛の生産の合理化のための事業
- (3) 生乳の生産の合理化のための事業
- (4) 家畜衛生の向上のための事業
- (5) 畜産の技術の研究開発に係る事業
- (6) 畜産に係る公害の防止及び自然環境の保全のための事業
- (7) 次に掲げる事業であつて、畜産の振興に資すると認められるもの
 - イ 農村地域における良好な生活環境の確保を図るための事業
 - ロ 農業経営の近代化を図るための事業
 - ハ 農村地域における安定的な就業の促進を図るための事業
 - ニ 農林水産業に関する技術の研究開発に係る事業
 - ホ 農林水産業に係る公害の防止及び自然環境の保全を図るための事業

国の基本方針

「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」（昭和 29 年法律第 182 号）等に基づき策定される国の方針

（例）

- ・ 食料・農業・農村基本計画：
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html
- ・ みどりの食料システム戦略：
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>
- ・ 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等：
https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/rakuniku_kihon_houshin.html

2027 年度日本中央競馬会畜産振興事業の公募テーマ及び応募区分

1. 公募する事業のテーマ

- (1) 畜産物の生産・流通対策
- (2) 国産飼料の生産・流通・利用の対策
- (3) 労働力・担い手の確保（特定の地域における担い手の確保を含む。）
- (4) 経営改善の助長・支援
- (5) 多様な形質の家畜改良と効率的な飼養管理技術の普及
- (6) 畜産に係る環境問題の対策
- (7) 家畜衛生の向上のための対策
- (8) その他畜産振興に資するもの

2. 応募区分

ア) 重点項目

国等が実施している畜産関連施策の補完効果が高い事業内容であり、事業目標が以下のいずれかの事項に該当するもの

- (1) 食料安全保障の強化のための対策
食料供給を脅かす様々なリスク（需給急変、サプライチェーンの混乱等）への対応、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換や国内の供給力強化を実現するもの
- (2) 輸出拡大のための対策
肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図るための生産基盤の強化、海外市場を獲得するための対策、和牛遺伝資源の適正な流通管理など、畜産物の輸出を拡大するもの
- (3) 「みどりの食料システム戦略」の取組に向けた畜産のための対策
「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（みどりの食料システム法）等に基づき、「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、畜産分野における新技術の開発や環境負担軽減の取組（温室効果ガス排出削減、化学農薬・化学肥料の使用量削減）を実施するもの
- (4) 収益性の高い畜産経営体の育成のための対策
新技術の実装の推進による生産性向上、新たな畜舎建築基準等の普及等によるコスト削減の取組等、収益性の高い経営体を増加させるもの
- (5) 畜産経営を支える労働力や次世代の人材の確保のための対策
多様な人材の確保・育成、就農・雇用促進等の担い手や労働力を確保するもの又は、労働負担の軽減を図るもの
- (6) 家畜排せつ物の適正な管理のための対策
環境規制への適切な対応や地域環境の保全・改善、GHG 排出量の低減するもの

の

(7) 需要に応じた畜産物の生産・供給のための対策

多様化する消費者ニーズへ対応した家畜・家きんの改良や畜産物の生産・流通の実現、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及・推進するもの

(8) 重要な家畜疾病（口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、馬インフルエンザ等の監視伝染病（家畜伝染病））の防疫関連のための対策

重要な家畜疾病の国内での発生予防・まん延防止のために必要な対策

(9) 激甚災害（東日本大震災においては東京電力福島第一原子力発電所事故を含む。）による被災地の畜産振興に向けた畜産関連復興のための対策

激甚災害やそれに伴う風評被害等が発生した場合に、国及び被災した地方自治体を実施する畜産関連復興対策を補完するもの

（注）国及び被災した地方自治体を実施する畜産関連復興対策を補完するもので、特に、必要性が高く、目的、手段及び効果が明確なものとしします。

イ）研究開発

研究成果を公益の用に供することを認め、畜産の現場への普及を前提とした新規性及び先導性のある技術の研究開発を行うもの

ウ）その他

上記のア及びイに該当しないもの

日本中央競馬会畜産振興事業の助成対象経費

区分	対象経費	対象経費の考え方
直接経費	人件費	<対象となる経費> ① 事業の実施のために、事業実施主体が雇用した者に対して支払われる賃金及び社会保険料等の事業主負担分に要する経費 ② 国又は地方公共団体からの交付金等で人件費の全額を負担している事業実施主体は対象外 <対象となる活動> ・企画、立案 ・調査、試験、技術指導 ・資料整理等の補助的事務 <経費の算出方法> 単価×日数（時間数）とします （ア） 単価の考え方 ・事業実施主体の賃金支給規則や国の規程等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること ・常勤の場合は、原則として以下の計算方法によること $(\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費})^{*} \div (\text{年間理論総労働時間})$ ※¹ 前年度支給実績を用いること （イ） 日数・時間の考え方 ・作業日誌等で確認できる従事日数又は時間 ・有給休暇は対象外
	謝金	<対象となる経費> ① 推進又は評価委員への謝金 ② 調査や試験に対する協力者への謝金（場所や被検体の提供等） ③ 原稿作成や翻訳等に対する個人への謝金（請負業務として外注した場合の経費を除く） ④ 講演等の講師に対する謝金 <上限単価> ①及び②については、8,200 円／日以内 ③については、1,500 円/（400 字又は 1 枚）以内 ④については、7,900 円／時間以内 <注意事項> ・推進又は評価委員については、委嘱する者の経歴、職責等を考慮の上、事業実施主体の内規等に従い適正な単価を設定すること ・講師の謝金については、講師の経歴等を考慮の上、事業実施主体の内規等に従い、適正な単価を設定すること ・推進又は評価委員については、委嘱手続きを行うこと

区分	対象経費	対象経費の考え方
直接経費		委員の所属組織と委嘱手続きを行った場合であっても、助成対象となるのは、謝金のみです（事務費、間接経費は助成対象外）
	旅費	<対象となる経費> - 公共交通機関運賃（鉄道運賃、航空賃等）、レンタカー代 - 日当、宿泊費 <注意事項> - 謝金を支給する場合、謝金支給当日の日当は対象外 - 旅券の取得費、支度料等は対象外 - 学会に関する旅費（参加費を含む）は、原則として、事業最終年度に国内の学会において、本事業の成果を発表する者に限り対象とします
	設備備品費	<対象となる経費> 事業専用として購入・整備する以下の設備備品等 - 事業専用として必要な設備・機器等（その性質及び形状を変えることなく比較的長期の使用に耐えるもの）の購入経費又は整備費 - 事業専用として開発するソフトウェアの購入・開発費 <注意事項> - 畜舎、園芸施設等の一般的な建物の設置・購入費用は対象外 - パソコン（パーツを調達して組み立てる場合も含む）、タブレット型コンピュータ、スマートフォン、プリンター、デジタルカメラ、プリンター、録画機器等）等の汎用性及び市場性の高い物品は対象外 - 取得金額が50万円（消費税含む）（ソフトウェアは10万円）以上のものについては、固定資産として管理すること（10万円未満のソフトウェアについては消耗品費に該当します） - 共同実施者及び委託者については、取得金額（単価）が50万円（消費税含む）以上の設備・機器等は助成対象外 - 研究・実験等施設又はそれに付随する設備・備品等の整備、修繕、交換等の費用については研究施設維持運営費（間接経費）とすること
	消耗品費	<対象となる経費> 事業の実施に必要な以下の消耗品の購入費 - 薬品、試薬 - 事務用品等 <注意事項> - 会議費（お茶代等）は助成対象外 - 該当年度内に本事業の実施のために使用しない量の消耗品等を購入した場合は、助成金の返還を求める場合があります
	印刷・製本費	<対象となる経費> - 事業成果の普及のためのパンフレット等の資料、研修会テキスト等の印刷・製本代金 - 会議資料等の印刷代金

区分	対象経費	対象経費の考え方
	通信運搬費	<対象となる経費> 郵送料、メール便・宅配便等の運搬代金、クラウドストレージ利用費、クラウド型ソフトウェア利用費等
	賃借料	<対象となる経費> ① 事業専用として必要な研究機器、事務機器等の賃借料及びリース料 ② 事業の実施に必要な会議室の賃借料 上限： 500 円／時間×参加人数として算出した額 <注意事項> ・新リース会計基準（2027 年 4 月から適用）により、リース物品を資産として扱う法人については、本事業の助成対象経費においても、物品のリース費用は、<u>賃借料ではなく、設備備品費となります。</u> ・物品のリース料については、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上とすること。ただし、これによりがたい場合は、当該事業終了の際に、リース契約により調達した物品を継続して使用しないことを確認する ・事務所の借料（光熱水料含む）、地代など事業実施主体（共同事業実施主体を含む）が本来負担している経費は対象外 ・事業実施主体（共同事業実施主体を含む）の施設を使用するための経費は、間接経費に該当するため、賃借料の対象外
直接経費	事業促進費	被災地における畜産の活性化及び復興の加速化の促進等、事業実施に特に必要と認められる経費。
	諸経費	<対象となる経費> 振込手数料等
間接経費	研究施設維持運営費	<対象となる経費> 研究機関等が事業の実施に必要とする研究施設の維持運営に要する経費 <経費の算出方法> （ア）又は（イ）のいずれかにより算出すること （ア）研究施設の維持運営費に案分比率（事業実施主体の総事業費に占める当該事業の事業費の割合）乗じて算出した額 （イ）事業実施主体の規程等において、定められた間接経費の算出方法により算出した額 <上限> ・間接経費の合計金額は、直接経費（委託費等を除く）の 20%以内 <注意事項> 経費の算出に案分比率を用いる場合は、算出根拠を示すこと

区分	対象経費	対象経費の考え方
	共通経費 (事務諸)	<対象となる経費> 複数の部門や事業で共同利用し、特定の部門だけに直接結びつけられない間 接費 <経費の算出方法> 共通経費に案分比率（事業実施主体の総事業費に占める当該事業の事業費の 割合、事務機器等の使用実態に応じた割合等）を乗じて算出した額 <上限> 間接経費の合計金額は、直接経費（委託費等を除く）の20%以内 <注意事項> ・経費の算出に案分比率を用いる場合は、算出根拠を示すこと ・切手代等の支出が特定できるものは含まない
	共同実施費	<対象となる経費> 共同実施契約に明記された事業内容の実施に必要となる上記の直接経費及び間 接経費
	外注費	<対象となる経費> 分析、試験、加工等の業務 <注意事項> ・外注内容を明確に示した上で、外注（予定）先から入手した見積書に基づく 金額とすること
	委託費	<対象となる経費> 委託契約に明記された委託業務内容の実施に必要となる上記の直接経費及び間 接経費 <注意事項> ・委託業務内容を明確に示した上で、委託（予定）先から入手した見積書に基 づく金額とすること

日本中央競馬会畜産振興事業 審査項目

1. 応募者（共同応募者を含む）の適格性

(1) 法人格の要件

次のいずれかに該当すること。

- ① 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会その他農林漁業者を構成員とする団体
- ② 事業協同組合
- ③ 公益社団法人又は公益財団法人
- ④ 一般社団法人又は一般財団法人
- ⑤ 高等学校、高等専門学校又は大学（大学共同利用機関を含む）
- ⑥ 社会福祉法人
- ⑦ 特定非営利活動法人（NPO法人）

(2) 応募者の要件

次の応募者の要件をすべて満たしていること。

- ① 日本国内に所在し、組織、運営についての規約、代表者の定めがあり、経理その他の事務について、適切な管理及び処理能力を有していること。
- ② 事業の実施、推進、評価が適切に実施できる体制を有していること。
- ③ 応募事業の内容を理解し、事業を総括する能力を有する事業代表者を定めること。応募区分が研究開発の場合、事業代表者は、事業実施期間が重複する別の応募事業及び実施中の畜産振興事業の事業代表者を務めていないこと。
- ④ 同一事業について補助金等を受けていないこと

2. 公募事業への該当性

(1) 公募事業のテーマに該当すること

(2) 応募区分が重点項目の場合、事業内容が選択された事項に該当すること

- (3) 国の基本方針（「食料・農業・農村基本法」など）及び畜産関連施策と整合していること
- (4) 国による助成が期待し難い事業であり、次のいずれにも該当しないこと
- ① 畜産の生産基盤又は畜産にとって基幹的な役割を果たす施設を整備しようとするもの
 - ② 直接的に農家の経営安定を図ろうとするもの
 - ③ 直接的に農畜産物等の価格安定を図ろうとするもの
 - ④ 国の役割・責任が位置付けられており、その実現のために実施するもの
 - ⑤ 基礎的な研究開発を目的とする事業であって当該事業実施により畜産業に対する直接的な効果又は成果が得られないもの
 - ⑥ 現に国が民間団体に対する助成として実施しており、補完の必要性がないと判断されるもの

3. 応募事業内容の有効性等

A. 応募区分が重点項目及びその他の場合

- ① 畜産振興における解決すべき課題について客観的なデータ等により説明し、応募事業内容は、課題解決のための必要性や緊急性が明確であること
- ② 事業成果は、公益の用に供するものであり、全国的な普及・波及が見込めるものであること
- ③ 個人への直接助成や催事・啓発活動のみの事業、外部委託のみの事業、又は機械・施設の整備等、資産の取得を目的とした事業でないこと
- ④ 事業計画が具体的であり、実施期間及び目標・評価指標が適切に設定されていること
- ⑤ 事業目標の達成が可能となる、事業の実施体制を有していること
- ⑥ 予算規模及び予算配分が適切であり、積算根拠が明確に示されていること
- ⑦ 過去に類似の事業を実施している場合、事業成果や事業評価を踏まえた事業内容の検討・改善を行っており、事業目標の達成に向けて継続の必要性が認められること
- ⑧ 委託がある場合、委託の必要性が明確であり、委託先は、業績や能力に基づき適切に選定されていること

B. 応募区分が研究開発の場合

- ① 畜産振興における解決すべき課題について客観的なデータ等により説明し、研究開発内容は、解決すべき課題に対する必要性や緊急性があり、手法や技術に新規性・先導性が認められること
- ② 研究開発の成果は、公益の用に供するものであり、実用化及び全国的な普及が見込めるものであること
- ③ 機械・施設の整備等、資産の取得を目的とした事業でないこと
- ④ 十分な予備研究に基づく具体的な研究計画であり、事業目的の達成に向けた適切な事業目標・評価指標が設定されていること
- ⑤ 事業目標の達成が可能となる、研究開発の実施体制及び研究代表者（共同応募者含む）の実績を有していること
- ⑥ 研究開発の成果に対する予算規模及び予算配分が適切であり、積算根拠が明確に示されていること
- ⑦ 過去に類似の事業を実施している場合、目標が達成されており（実施中の場合は、達成見込みであり）、その発展性や継続の必要性が認められること
- ⑧ 委託がある場合、委託の必要性が明確であり、委託先は、業績や能力に基づき適切に選定されていること

日本中央競馬会畜産振興事業 応募書
事業内容(様式1)

事業名(20文字以内)	
-------------	--

応募者名(組織・団体)		
事業担当者	役職	
	氏名	

1. 背景(畜産における課題)

--

2. 事業の目的

--

3. 事業の内容(事業項目毎に記載) (3ページ以内)

4. 畜産現場への成果の公表・普及

(1) 公表及び普及方法

(2) 公表及び普及の範囲・時期

(3) 成果が普及した場合の効果

(3) 普及に向けた課題

(4) 知的財産権(特許等)の取得及び企業等における販売等の計画

5. 事業の実施体制

(1) 事業の実施者

ア) 事業実施(共同応募者も含む)

	担当内容	氏名	所属・役職	類似事業の 経験年数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

イ) 経理(共同応募者も含む)

	担当内容	氏名	所属・役職	類似事業の 経験年数
1				
2				
3				

(2) 事業の推進体制

(ア) 委員の選定方法

(イ) 委員の人数及び専門分野

(3) 事業の評価体制

(ア) 委員の選定方法

(イ) 委員の人数及び専門分野

(4) 経理に係る内部・外部監査の実施及びチェック体制

(5) 共同応募者の概要(該当する場合)

組織名:

法人の区分:

組織の代表者:

6. 事業の目標

(1) 成果目標(アウトカム)

① 最終目標(事業終了後、最終的に実現)

ア) 最終目標の設定

(成果が畜産現場に普及した場合に、生産者や消費者が得られる利益や効果)

	目標	現状値	目標値	評価指標
1		(年度)	(年度)	
2		(年度)	(年度)	

イ) 最終目標・指標の設定根拠

ウ) 最終目標の評価方法

① 中間目標(事業終了時点で実現)

ア) 中間目標の設定

	目標	現状値	目標値	評価指標
1		(年度)	(年度)	
2		(年度)	(年度)	
3		(年度)	(年度)	

イ) 中間目標・指標の設定根拠

ウ) 中間目標の評価方法

エ) 最終目標との関係

(2) 直接目標(アウトプット)

ア) 直接目標の設定

- 事業を実施することによって直接得られるデータ、研究結果、開発される技術、作成される資料など
- 事業の項目ごとに設定

	目標	現状値	目標値	検証データ
1		(年度)	(年度)	
2		(年度)	(年度)	
3		(年度)	(年度)	
4		(年度)	(年度)	
5		(年度)	(年度)	

(ア) 直接目標値の設定根拠及び評価方法

7. 委託内容・理由(委託内容毎に作成)

1	委託する事業の項目:
	委託内容:
	委託する理由:
	委託先の選定方法(入札をせず随意契約する場合はその理由):
	委託先の概要:
	委託額及び総事業費に占める割合: 円 %

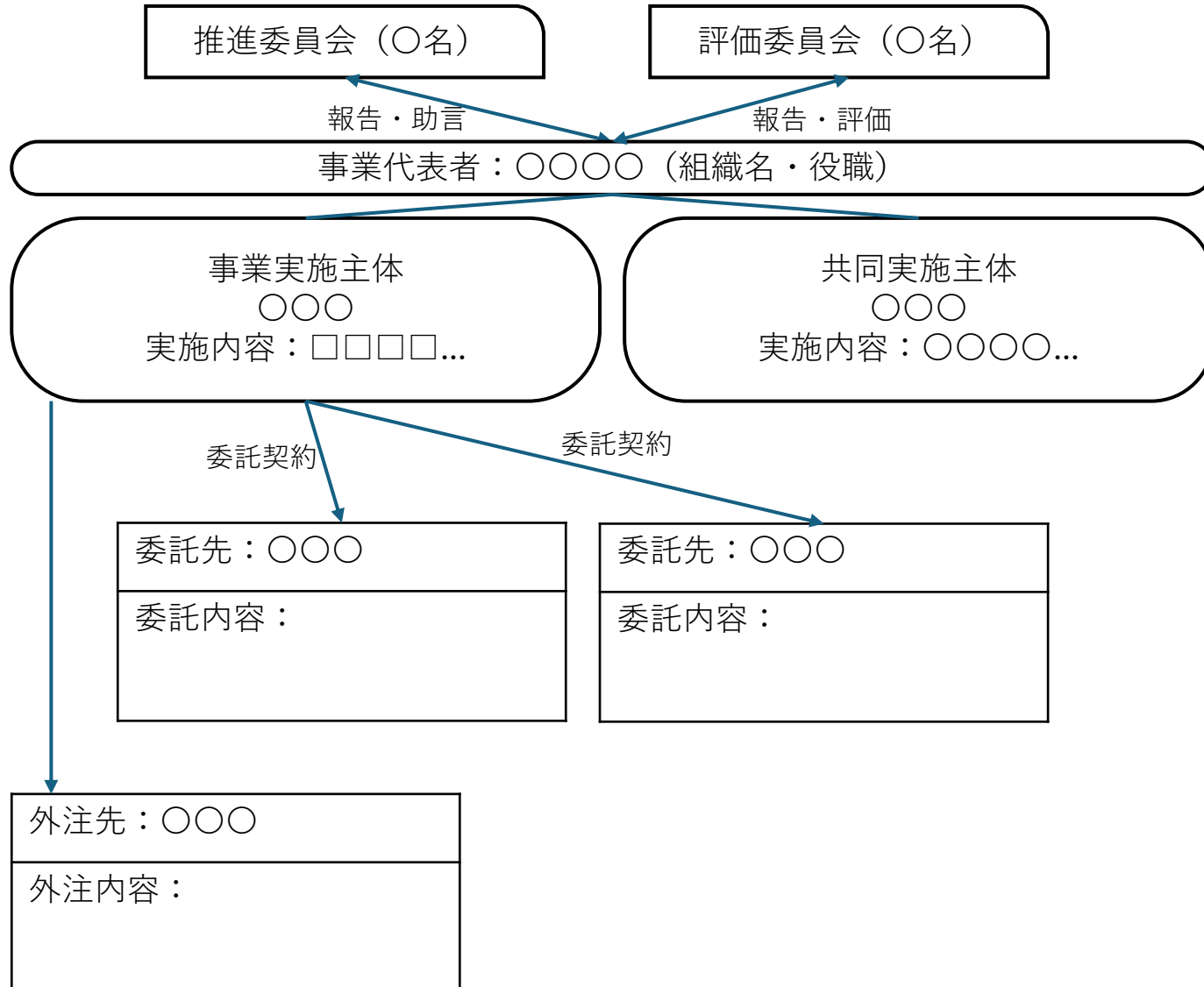
2	委託する事業の項目:
	委託内容:
	委託する理由:
	委託先の選定方法(入札をせず随意契約する場合はその理由):
	委託先の概要:
	委託額及び総事業費に占める割合:

8. 外注内容・理由(内容毎に作成)				
	外注内容 (数量・種類等を記載)	外注先の 選定方法	見積もり書の依頼先	見積金額(円)
1				
2				
3				
4				

9. 設備備品				
	備品名(規格)	数量	単価(円)	必要理由 (個数・規格の根拠等)
1				
2				
3				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

日本中央競馬会畜産振興事業応募書
実施体制・事業概要図（様式2）

【実施体制】事業名：



【事業概要】事業名：

日本中央競馬会畜産振興事業応募書
工程表（様式3）

〔 1 年 の 場 合 〕

事業名	
事業項目①	

時期	年度
○月	
○月	

事業項目②	
-------	--

時期	年度
○月	
○月	

日本中央競馬会畜産振興事業応募書
工程表（様式3）

〔 2 年 の 場 合 〕

事業名	
事業項目①	

時期	年度	年度
○月		
○月		

日本中央競馬会畜産振興事業応募書
工程表（様式3）

〔 3 年 の 場 合 〕

事業名	
事業項目①	

時期	年度	年度	年度
○月			
○月			
○月			

日本中央競馬会畜産振興事業 応募書
予備研究及び関連研究(様式4)

A: 応募者

(1) 経歴・実績

所属 事業代表者		
主な経歴		
主な実績 (5件) (概要がわかる資料を添付)	1	
	2	
	3	
	4	
	5	

(3) 予備研究・関連研究

ア) これまでの研究状況

イ)これまで発表した研究成果(アで言及した研究に関するものを記載)

年	研究内容、掲載誌等

(2)エフオート

ア)計画中・応募中の研究事業(JRA 畜産振興事業を含む)

資金制度・研究費名 (研究期間)	事業名	事業内容	研究費 (千円)	エフオ ート%
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	

イ)実施中(JRA 畜産振興事業については、共同実施及び受託を含む)

資金制度・研究費名 (研究期間)	事業名	事業内容	研究費 (千円)	エフオ ート%
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	

B: 共同応募者

(1) 経歴・実績

所属 事業代表者		
主な経歴		
主な実績 (5件) (概要がわかる資料を添付)	1	
	2	
	3	
	4	
	5	

(3) 予備研究・関連研究

ア) これまでの研究状況

--

イ) これまで発表した研究成果(アで言及した研究に関するものを記載)

年	研究内容、掲載誌等

(2)エフォート

ア)計画中・応募中(JRA 畜産振興事業を含む)

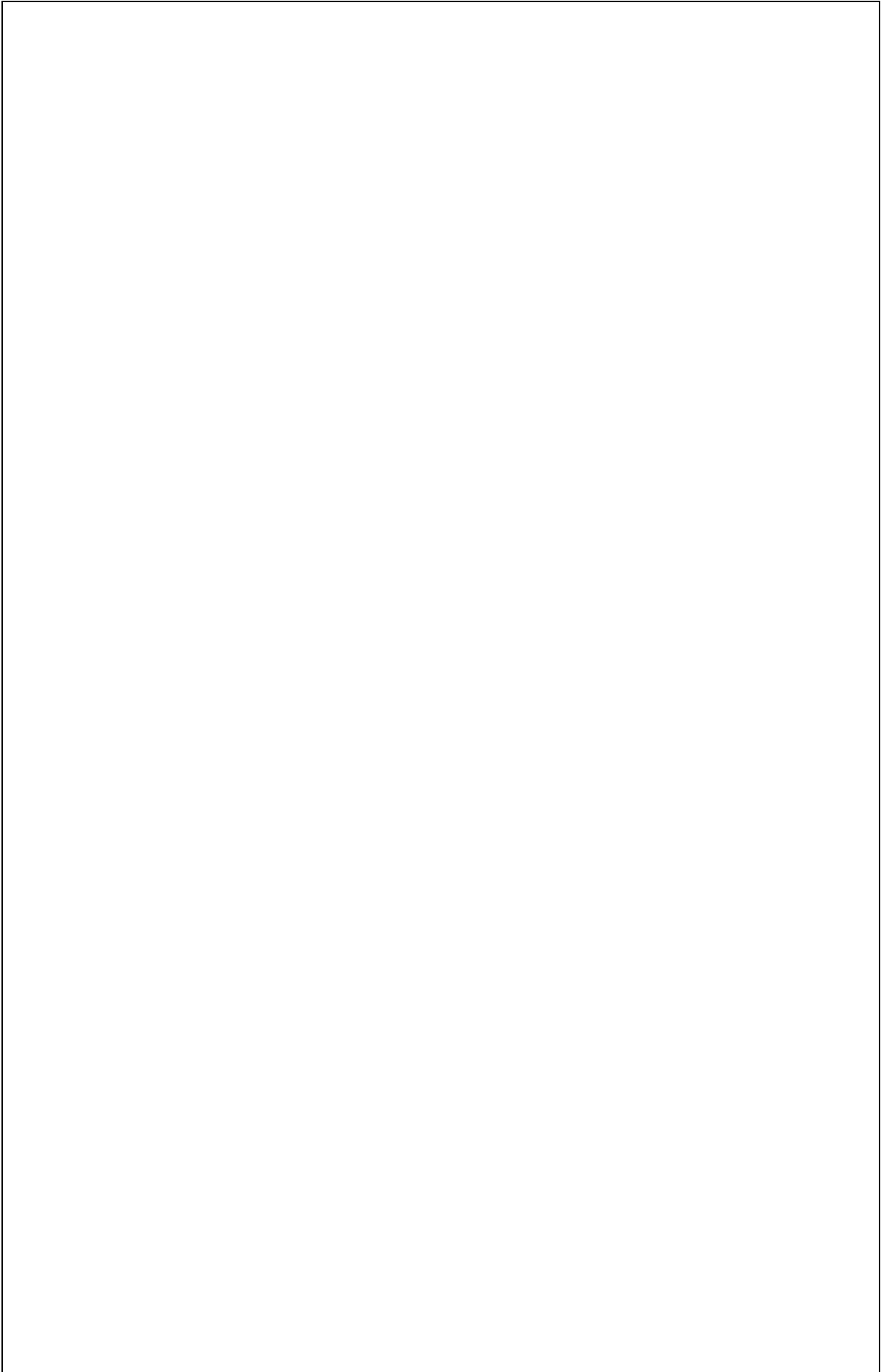
資金制度・研究費名 (研究期間)	事業名	事業内容	研究費 (千円)	エフオ ート%
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	

イ)実施中(JRA 畜産振興事業の場合は、共同実施及び受託を含む)

資金制度・研究費名 (研究期間)	事業名	事業内容	研究費 (千円)	エフオ ート%
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	
(年 月 ~ 年 月)			千円	

日本中央競馬会畜産振興事業 応募書
事業進捗状況報告書（様式5）

事業名	事業実施主体 (共同実施主体)	事業費 (助成金)	実施期間
		百万円 (百万円)	○ ～ ●年度
【事業内容】			
【直接目標及び中間目標の達成状況】			



様式 6 号

法人又は団体の概要

(年 月 日現在)

1. 法人又は団体の概要

法人又は団体名	
所 在 地	
電話番号	
所管省庁・所管課	
共管省庁	
設立の根拠法令等	
設立年月日	
代表者職名・氏名 _____ { 理事数 会員数 監事数 賛助会員数 職員数 評議委員数 }	
設立目的	
事業内容	
その他（機関誌、出版物、支部所在地、具体的な事業概要等）	

2. 役員等一覧

役職名（常勤・非常勤の別）	氏 名	主な所属（本務）

3. 国等の補助事業等の実施状況

(単位：千円)

区分	事業名	事業概要	実施期間	交付決定額